

田辺市雇用促進奨励金関係書類送付依頼書

令和 年 月 日

田 辺 市 長 あて

依頼者 事業所住所
事業所名称
代表者氏名
電話番号 () -
依頼者住所

〔 法人にあっては、事業所住所欄には、主たる事務所の所在地
を記載してください。 〕

田辺市雇用促進奨励金の交付申請を行いたいので、関係書類の送付を依頼します。

雇 い 入 れ 日	年 月 日
対 象 労 働 者	氏 名 住 所 生年月日
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金 の コー ス	
対象労働者の種別	
一週間の所定労働時間	時間以上 時間未満 (☐ 短時間労働者に該当)
申請事業所主の企業規模	☐ 中小企業 ☐ 中小企業以外 (いずれかに ☒)
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金 の 支 給 期 間	年 月 日から令和 年 月 日まで
田 辺 市 雇 用 促 進 奨 励 金 の 交 付 対 象 期 間	上記期間終了後 ☐ 1 年 ☐ 1 年 6 ヶ月 ☐ 2 年

◎公共職業安定所（ハローワーク）から発行されている「特定求職者雇用開発助成金に
ついてのお知らせ」の写しを添付してください

- ※ 国の特定求職者雇用開発助成金の支給が満了する日の前日までに田辺市民でない場合は対象外となります。
- ※ 特定求職者雇用開発助成金のコースについては、特定就職困難コース、生涯現役コース、被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、三年以内既卒者等採用定着コース、障害者初回雇用コース、長期不安定雇用者雇用開発コース、生活保護受給者等雇用開発コースの中からお選びください。
- ※ 対象労働者の種別については、国の特定求職者雇用開発助成金の対象となった労働者の要件をご記入ください。
- ※ 田辺市雇用促進奨励金の支給期間については、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間が終了した月の翌月から起算して1年となります。また、重度の身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者に係る助成を受けたとき（短時間労働者を除く）は2年、それ以外の身体・知的障害者に係る助成を受けたとき（短時間労働者を除く）は1年6ヶ月となります。
- ※ 本制度の対象となる労働者を複数雇われている場合は、対象労働者ごとに本依頼書を作成してください。
- ※ 申請時に国の支給決定通知書の写し（全支給期間分）が必要となりますので、支給決定通知書は大切に保管ください。また、申請時に支給決定通知書が届いていない場合は、次年度に申請頂くことになりますのでご注意ください。

田辺市雇用促進奨励金交付申請に係る関係書類の送付は、交付対象期間の属する年度の年度末を予定しています。**（本依頼書の提出をもって、依頼者が本制度の交付要件を満たしていることを保証するものではありません。）**